

令和6年12月19日

内閣府特命担当大臣 三原 じゅん子 様

(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画 共生・共助)

埼玉県知事 大野 元裕

保育士の処遇改善と人材確保の推進等に係る要望

埼玉県政の推進につきましては、日頃から格別の御支援と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

埼玉県では、「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に向けて待機児童対策に取り組んでおり、保育士の確保が喫緊の課題となっておりますが、埼玉県の保育士の給与水準が近隣都県と比較して低く、保育人材の確保に大きな支障をきたしております。

また、物価高騰によって県内の保育所や放課後児童クラブ等の運営にも影響を及ぼしており、このような状況が続いた場合、サービスの低下につながりかねません。

こどもたちが将来にわたって幸せな生活ができる「こどもまんなか社会」を実現するため、こどもたちの健やかな成長を支えるための環境整備は今後ますます重要となっております。

つきましては、下記の要望事項について、特段の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 保育士の処遇改善と人材確保の推進

(1) 現状・課題等

保育士の人材確保を図るためには、保育士の処遇改善が重要であり、保育士給与の原資となる公定価格を適切な水準に設定する必要がある。公定価

格の地域区分は、東京都の自治体と隣接する県内市との間で大きな差が生じているなど、地域の実情を十分に反映しておらず、本県の保育人材の確保に支障をきたしており、格差の解消が求められている。

令和6年人事院勧告の内容が、保育の公定価格における地域区分及び支給割合にそのまま適用された場合、東京都の自治体との間でこれまで以上に格差が拡大又は支給割合が逆転してしまうことになる。

(2) 要望項目

保育の公定価格の設定に当たっては、新たな人事院勧告における国家公務員の地域手当の級地区分及び支給割合を適用しないこと。

仮に適用する場合は、東京都の自治体との格差及び地域の実情からの乖離が拡大することになってしまうことから、以下に挙げる事項を考慮するなど、地域の実情を十分に反映し、格差を解消すること。

- ・ 住民の県外就業率が高い地域については、就業先の地域区分及び支給割合との均衡や居住地の平均所得を考慮
- ・ 保育の運営に当たっては、不動産の賃借料等も含まれることから、公示価格を考慮
- ・ 都道府県を超えた広域的な区分を考慮

2 保育所等の施設整備の促進（就学前教育・保育施設整備交付金の拡充）

(1) 現状・課題等

埼玉県及び市町村は、待機児童を早期に解消し、安全かつ安心な教育・保育環境を実現するため、就学前教育・保育施設整備交付金を活用し、計画的に保育所等の施設整備に取り組んでいるところである。

令和6年度第1回協議において申請額が予算の上限に達したことから、第2回以降の協議が一時中止され、計画的な施設整備に多大な支障が生じた。

(2) 要望項目

令和7年度当初予算にあたっては、各自治体の保育所等の整備計画に支障をきたすことのないよう、引き続き十分な予算額を確保すること。

3 保育料の完全無償化の早期実現

(1) 現状・課題等

令和元年10月に3歳から5歳までの保育料が無償化されているが、0歳から2歳については無償化されていないため、子育て世帯から保育料の負担軽減を求める声がある。

保育料の無償化は、全国どこに居住していても同様のニーズがあるが、一部の自治体においては、独自の保育料補助事業を実施しており、地域ごとに差が生じている。

こども基本法第12条において、「国は、こども施策に係る支援が、居住する地域等にかかわらず行われるようにするため、必要な措置を講ずる」とこととされている。また、同法第16条で、「政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されている。

保育料の無償化は、法の趣旨に則り国の財源と責任において実施するべきものとする。

(2) 要望項目

誰もが良質な保育等サービスを受けられるよう、0歳から2歳の保育料の完全無償化を早期に実現すること。

4 保育所や放課後児童クラブ等に係る物価高騰への対応

(1) 現状・課題等

保育所や放課後児童クラブ等の運営費は公定価格や国庫補助によって定められているため、物価高騰等の際に利用者に価格転嫁をすることが難しく、価格高騰等の影響が長引いた場合、サービスの低下につながりかねない。

保育所や放課後児童クラブ等の安定した運営を図るため、諸物価の価格高騰を公定価格や補助基準額に反映し、継続的な対応を行う必要がある。

(2) 要望項目

保育所や放課後児童クラブ等の安定的な運営を図るため、諸物価の価格高騰分を公定価格や補助基準額の改善若しくは別途補助を行う等、しっ

りと対策を講ずること。

5 児童養護施設職員の更なる処遇改善（児童養護施設等に付属する一時保護所の職員配置基準及び児童養護施設等の措置費の見直し）

(1) 現状・課題等

児童養護施設では、虐待やDVなどケアニーズの高い児童の入所が増え、個別的できめ細かな処遇が求められている。

職員の配置基準は十分な見直しには至っておらず、職員の負担が大きくなっている。

職員の離職率は年々上昇しているが、新たな採用も困難な状況が続いており、人材確保が喫緊の課題となっている。

令和6年人事院勧告により、令和7年4月1日から、支給地域の単位の広域化（都道府県を基本）とすることになった。

令和6年人事院勧告の内容が公定価格における地域区分に適用された場合、児童養護施設の措置費が現行よりマイナスになる市町村が多数となり、保護単価が下がり、これまで以上に施設の運営に支障をきたすことになる。

特に東京都に隣接する県南部においては、地域区分の格差がこれまで以上に拡大し、児童指導員や保育士の人材確保が更に困難となる。

(2) 要望項目

児童養護施設等に付属する一時保護所の専任職員（児童指導員又は保育士）の配置を3名とすること。

児童養護施設等の養育の担い手である職員の過重な就労実態を改善するため、措置費の人件費部分について更なる改善を進めること。

また、児童養護施設等の措置費保護単価の設定に当たっては、新たな人事院勧告における国家公務員の地域手当の級地区分及び支給割合を適用しないこと。

仮に適用する場合は、東京都の自治体との格差及び地域の実情からの乖離が拡大することになってしまうことから、以下に挙げる事項を考慮するなど、地域の実情を十分に反映すること。

- ・ 住民の県外就業率が高い地域については、就業先の地域区分及び支給割合との均衡や居住地の平均所得を考慮
- ・ 公示価格など他の客観的指標を考慮
- ・ 都道府県を超えた広域的な区分を考慮

6 次世代育成支援対策施設整備交付金の拡充

(1) 現状・課題等

児童虐待相談対応件数の増加等に伴い、社会的養護を必要とするこどもへの支援ニーズが年々増加するとともに、社会的養護を必要とするこどもができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、児童養護施設等の小規模化・地域分散化等が求められている。

本県では、埼玉県社会的養育推進計画を策定し、里親等委託の推進や児童養護施設等の小規模化や地域分散化に取り組み、次世代育成支援対策施設整備交付金を活用し、社会的養護を必要とするこどもの環境整備に取り組んでいる。

本年3月の国庫協議打ち切り後、国庫協議再開となったが、計画的な施設整備に多大な支障が生じた。

次年度以降も整備予定の施設があり、計画的な整備を行うためには、十分な予算確保が必要である。

(2) 要望項目

こども分野の施設整備については、地方自治体はその地域の実情に応じた施設整備が実現できるように整備費補助にかかる予算を拡充すること。

7 児童養護施設の小規模化にかかる経過措置の見直し

(1) 現状・課題等

児童養護施設の小規模グループケアの1施設当たりの定員は6～8人となっているが、令和7年4月から6人にするとされており、小規模グループケア加算が終了する。これにより、本県の定員は455人から396人となり、59人減ってしまう。

ケアニーズが高いこどもが増える中で、施設の定員を減らすことは児童

の養育の場の確保に支障をきたす恐れがある。

(2) 要望項目

令和6年度までとされている小規模グループケア加算の経過措置期間を延長すること。

8 こども等に対する公費負担医療制度の創設

(1) 現状・課題等

福祉医療（こども、重度心身障害児（者）、ひとり親家庭等）に対する医療費助成は全都道府県で実施されており、子育て環境の充実や、社会的に弱い立場にある人の支援に大きな役割を果たしている。

現在の医療費助成は地方単独事業であるため、各都道府県で受給者の基準や受給内容が異なっており、制度に不均衡が生じている。

本県は令和6年4月からこども医療費助成制度の対象年齢拡大と所得制限の撤廃を実施したところであるが、福祉医療費の助成は医療に関するセーフティネットの役割を果たしており、本来、ナショナルミニマムとして国が統一的に実施するべきものと考えことから、全国一律の制度創設を、改めて国に求めたい。

(2) 要望項目

こども、重度心身障害児（者）、ひとり親家庭等が安心して医療を受けられるよう、全国一律の福祉医療費助成制度を早急に創設すること。

9 障害福祉サービス費等国庫負担金の返還について

(1) 現状・課題等

障害福祉サービス事業者等が不正に障害福祉サービス費等給付費等を受給していた場合、市町村は事業者に対して過大に支給した費用の返還を求めることになる。

給付費は、法令により国が2分の1を負担することとなっており、市町村が事業者に対して過大に支給した額に対しては、国庫を負担する前提がなくなるため国への返還の必要が生じる。

しかし、事業者が経営破綻した場合などには、事業者から市町村への返還

が困難となるケースがある。

市町村は事業者からの返還の有無に関わらず、過大に支給した額の2分の1を国に返還しなければならず、負担のしわ寄せが生じている。

(2) 要望項目

障害福祉サービス事業者等が給付費を不正に受給し、その事業者からの費用の回収が困難である場合、国庫負担金の必要額として算定できるよう措置を講ずること。

10 性的マイノリティに対する支援

(1) 現状・課題等

本県では、当事者の抱える生きづらさや社会的不利益を解消するため、県の制度や手続に関して事実婚を対象としている場合に、同性パートナーも同様に扱うことが可能か検討し、県営住宅の入居者資格など制度等の見直しを行っているが、根拠が法律に基づくものは見直しができず、自治体の取組だけでは限界がある。

令和6年3月、札幌高等裁判所の同性婚訴訟に係る判決において憲法第24条第1項は「同性間の婚姻についても、異性間の婚姻と同程度に保証する趣旨」との判断が、さらに、最高裁判所の犯罪被害者給付金に係る判決において「被害者と同性の者は、『事実上婚姻関係と同様の事情にあった者』に該当すると解する」との判断が示され、国において早急に真摯な議論と対応を行い統一的な見解を示すべきと考える。

また、性的マイノリティは、性的マイノリティ以外と比べ、孤立感あるいは自己否定感が強い状況にあり、令和2年度の本県調査では「死ねたらと思った、または自死の可能性を考えた」といった経験がある割合は6割を超えており、命に関わる困難を抱えている。

性的マイノリティの多くは、周囲からの差別や偏見を恐れ、当事者であることを隠して生活しており、性の多様性に関する国民の理解増進が求められている。

(2) 要望項目

昨今の判決で示された「同性婚について異性婚と同じ婚姻制度を適用す

ることを含め、早急に真摯な議論をすること」等を踏まえ、国は同性パートナーが異性婚と比べて不利益を被ることがないように、同性パートナーの権利や身分に関する制度について、早急に真摯な議論と対応を行うこと。

性的マイノリティへの偏見や差別をなくすため、性の多様性に関する国民の理解増進を図ること。

11 審議会等委員への女性登用について

(1) 現状・課題等

本県では、男女共同参画社会の実現に向けて、平成12年に全国に先駆け「埼玉県男女共同参画推進条例」を制定し、条例に基づく「埼玉県男女共同参画基本計画」を策定し、施策を総合的かつ計画的に進めてきた。

令和4年度から令和8年度までの同計画においては、審議会などの委員に占める女性の割合を、国の「第5次男女共同参画基本計画」において、令和7年までに女性委員の割合を40%以上60%以下にすることを目指していることを踏まえ、令和8年度までに42%とする目標を掲げている。

県ではこれまでも、公募枠設定や推薦団体への協力要請、女性の学識経験者の登用促進などを進めてきたが、目標値に達していない審議会等の女性委員の登用状況を確認したところ、法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等において、国の地方行政機関の長又はその指名する職員に女性委員が少ないことが障壁となっている。

(2) 要望項目

地方行政機関の長の女性登用を推進すること。

指名する職員は職位にとらわれず積極的に女性を指名すること。